算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額（以下この条において「課税標準額」という。）

B　前年度の課税標準額

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 0.6956

（A × α）が 500 未満であるときは 0 とし、（A × α）に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

［略］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式の符号

A　前々年度の道府県税課税状況調第 26 表（家屋に関する調）の表側「合計」、表頭「課税標準」のうち「価格」欄の額と第 28 表（土地に関する調）の表側「計」、表頭「課税標準額」欄の額との合算額に道府県税課税状況調第 33 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（附則・合計））の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（実績）」のうち「控除額」欄の額を加算し、同表の表側「計」、表頭「法附則第 11 条第 7 項（認定都市再生計画）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額を控除した額（以下この条において「課税標準額」という。）

B　前年度の課税標準額に道府県税課税状況調第 32 表（課税標準の特例の適用状況に関する調（本法））の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（実績）」のうち「控除額」欄の額の合算額を加算し、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 11 項に該当するもの（家庭的保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額、同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 12 項に該当するもの（居宅訪問型保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額及び同表の表側「計」、表頭「法第 73 条の 14 第 13 項に該当するもの（事業所内保育事業）（参酌基準によった場合）」のうち「控除額」欄の額の合算額を控除した額

（道府県たばこ税の基準税額の算定方法）

第二十一条　道府県たばこ税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A × α）× 0.6527

（A × α）が 500 未満であるときは 0 とし、（A × α）に 500 未満の端数があるときはその端数を切り捨て 500 以上 1,000 未満の端数があるときはその端数を 1,000 とする。

［同左］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法）

第二十二条　ゴルフ場利用税の基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。